

都市名		川崎市	さいたま市	鎌倉市（神奈川県）	神奈川県	宇都宮市（栃木県）
議員定数		60人	60人	26人	105人	45人
導入開始年月		機器が調達でき次第導入	平成29年6月	平成28年12月	平成28年9月	平成27年12月
タブレットの 所有		全員 （議員59、その他21） 80台	個人所有端末にID付与 （議員、事務局、執行部）	全員 （議員26・事務局8）34台	全員 （議員105・執行部13 ・事務局18・予備4）140台	全員 （議員44・事務局6）50台
活用 範囲	グループウェア	—	—	—	—	—
	文書共有 システム	本会議 委員会 執行部資料の閲覧	本会議 委員会 執行部資料の閲覧	本会議 委員会 執行部資料の閲覧	本会議 委員会 執行部資料の閲覧	開催通知の送付 執行部資料の閲覧
	その他	メール、インターネットは 用途の制限なく使用可能 （セキュリティソフトの使用 無し）	議会HPからも一般市民の システム利用が可能と なっている。議員には、独 自のIDを付与することによ り、閲覧資料を差別化し ている。	メール、インターネットは 用途の制限なく使用可能 （セキュリティソフトの使用 無し） ※アップルIDは事務局管 理	メール、インターネットは 用途の制限なく使用可能 （セキュリティソフトの使用 無し）	メール、インターネットは 用途の制限なく使用可能 （セキュリティソフトの使用 無し）
経 費	タブレット端末の経費負担 方法	全額公費	—	全額公費	全額公費	全額公費
	通信経費の負担方法	wi-fiモデルのため、議会 以外では、テザリングや wi-fiスポットでの使用が必 要	—	全額公費	全額公費	全額公費
運用上のルールの有無 （要綱、申し合せなど）		使用基準で定める予定	使用基準で定めている。	使用基準で定めている。	管理要領で定めている。	使用基準で定めている。

タブレット端末を利用した文書共有システム
他自治体議会の導入状況

都市名		大田区(東京都)	東広島市(広島県)	大津市(滋賀県)	神戸市	飯能市(埼玉県)
議員定数		50人	30人	38人	69人	19人
導入開始年月		平成27年11月より実証実験中	平成27年4月	平成26年11月	平成26年7月	平成24年4月
タブレットの 所有		全員 (議員50・事務局15) 65台	全員 (議員30・事務局8・傍聴 用5)43台 ※執行部は独自で調達	全員 (議員・事務局・執行部) 74台	個人所有端末にID付与 :190 (議員、政務調査員、事 務局 、執行部)	全員 (議員・事務局・執行部) 59台
活用 範囲	グループウェア	—	—	メール・アドレス帳・ カレンダー・掲示板 など	—	—
	文書共有 システム	本会議 委員会 (その他、執行部資料は ほとんどなし)	本会議 委員会 執行部資料の閲覧	本会議 委員会 執行部資料の閲覧	本会議 委員会 執行部資料の閲覧	本会議 委員会 執行部資料の閲覧
	その他	メール、インターネットは 用途の制限なく使用可能 (セキュリティソフトの使用 無し)	メール、インターネットは 用途の制限なく使用可能 (セキュリティソフトの使用 無し)	メール、インターネットは 用途の制限なく使用可能 (セキュリティソフトの使用 無し)	—	インターネットは制限有
経 費	タブレット端末の経費負担 方法	全額公費	全額公費	政務活動費対象 1／2 個人負担 1／2	—	公費負担 4／6 5／6 政務活動費対象 1／6 個人負担 1／6
	通信経費の負担方法	全額公費	wi-fiモデルのため、議会 以外では、テザリングや wi-fiスポットでの使用が必 要(建直しの際にwi-fi工 事済み)	※通信費、タブレット端末 代金全て対象	—	※H28年度から、負担割合 変更 ※ 通信費のみ。
運用上のルールの有無 (要綱、申し合せなど)		使用基準で定めている。	使用基準で定めている。	ガイドラインを設定	運用基準で定めている。	使用基準で定めている。